

◆トピックス◆



3月19日の贈呈式で。左が秋印秋田中央青果株の渋谷重春代表取締役社長



市長が児童一人一人に帽子をかぶせました

黄色い帽子はスピードダウンの目印だよ！



4月2日、今年も新入学児童の交通安全を願い、黄色い帽子贈呈式が市役所で行われました。

会場には各市立小学校の代表児童が1人ずつ計41人が出席。みんな順番に、穂積市長から真新しい帽子をかぶせてもらいました。

今年度の1年生は2千272人です(秋大附属小含む)。ドライバーのみなさん、運転中に黄色い帽子を見かけたら安全運転をお願いしますね！

●問い合わせ

学事課 ☎(888)5806

金足地区コミセンに寄付をいただきました

秋印秋田中央青果株式会社から、仕事場でもある卸売市場(外旭川)のある北部地域への地域貢献の一環として、金足地区コミュニティセンターへホワイトボード1台と、折りたたみチェア2脚を寄付していただきました。ありがとうございます。

ホワイトボードと折りたたみチェアは、初せりの売り上げの一部が充てられています。

●問い合わせ

北部市民サービスセンター

☎(845)2261

歩くべあきた
令和2年度
修了式&表彰式



仲間と一緒に
歩いて健康づくり♪



3月23日の働く世代の部表彰式



1月14日のシニアの部修了式

仲間同士でチームを組んで決められた期間の歩数などを計測して、運動する習慣を身につけようという取り組みである「歩くべあきた」の令和2年度の修了式と表彰式を行いました。

シニア(65歳以上)の部には27チーム86人、働く世代の部には74チーム255人が参加。シニアは1日6千歩以上、働く世代は1日8千歩以上歩くことを目標に取り組みました。

各チームのほとんどが、昨年9月からの開始時よりも計測期間内の1日の平均歩数が増加しました。修了式では、シニアの全チームに修了証を、働く世代には表彰式で上位チームに賞状を贈呈しました。

コロナ禍にあっても、仲間と一緒に取り組むことで体力づくりにもやりがい生まれます。参加をきっかけに、体を動かす習慣ができたかたや体重が減り適正範囲になったかたもいます。

今年度は、7月から参加チームを募集する予定です。日頃、運動不足を感じているかたは、ぜひ応募ください。詳しくは、今後の広報あきたなどでお知らせします。

●問い合わせ

保健予防課 ☎(883)1178



市・県民税納税通知書 6月4日(金)に発送します

納期内納付に ご協力ください

令和3年度の市・県民税の納税通知書を6月4日(金)にお送りします。なお、給与から市・県民税が天引きされるかたには、5月18日(火)に勤務先へ税額通知書をお送りします。

今年度の市・県民税の申告がまだお済みでないかたは、新型コロナウイルスの拡大予防のため、次のものをご用意の上、可能な限り郵送で申告願います。ただし、税務署へ所得税の確定申告をしたかたは、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。

用意するもの▼源泉徴収票、健康保険料や医療費の明細書、生命保険・地震保険の控除証明書、マイナンバーカードなど

◆今年3月16日以降、申告期限の延長が行われた所得税の確定申告書を税務署に提出したかたへ

右記の納税通知書、税額通知書の発送日までに課税が間に合わず、お送りできない場合があります。その場合、課税または税額変更

更などの処理を行った上で、随時、通知書などでお知らせします。

●問い合わせ 市民税課個人市民税担当 ☎(888)5476

◆令和2年中の所得に関する 証明書を交付します

令和2年中の収入、所得などに関する「令和3年度所得・課税証明書」は、市・県民税がすべて給与から天引きされるかたには5月18日(火)から、それ以外のかたには6月4日(金)から交付します。

ただし、コンビニ交付は、すべてのかたが6月4日(金)からになります(最新年度のみ。未申告の場合は窓口での申告が必要です)。

なお、3月16日以降に所得税の確定申告書を提出したかたは、申告内容が証明書に反映されていない場合があります。

交付窓口▼市役所1階総合窓口、2階市民税課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅前SC(土曜も証明書を交付しますが、未申告者などの証明書は交付できません)、岩見三内・大正寺の各連絡所

交付に必要なもの▼運転免許証など(公的機関が発行した顔写真付きの本人確認ができるもの)

*代理請求は委任状も必要です。

手数料▼証明書1枚300円

●問い合わせ 市民税課庶務・税制担当 ☎(888)5473

市税の納付には便利な 口座振替のご利用を!

今月納期の市税

▼納期限:5月31日(月)

・固定資産税第1期

・軽自動車税全期



市税の納付には、簡単で便利な口座振替をご利用ください。口座振替をご利用されているかたは、納期の最終日が口座からの引き落とし日になりますのでご注意ください。

また、コンビニエンスストアやスマートフォン決済でも納付できますのでご利用ください。スマートフォン決済は、納付書に記載されたバーコードを専用アプリ「PayPay」で読み取ることで納付できるサービスです。詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1025826

●問い合わせ 納税課 ☎(888)5483

軽自動車税(種別割)の 減免申請はお早めに

軽自動車税(種別割)の納税通知書は5月6日(木)に発送します。次の車両は減免の対象となる場合がありますので申請はお早めに。

減免対象車

- ① 身体や精神に障がいがあるかたが所有し、使用する車
- ② 身体や精神に障がいがあるかたが使用するために、改造した車
- ③ 居宅介護、訪問介護などを行う事業者が、その事業のために使用する車

*詳しくは、軽自動車税(種別割)納税通知書に同封している「障がい者のための軽自動車税(種別割)の減免について」をご覧ください。

減免申請窓口

市役所2階市民税課、
河辺市民SC、雄和市民SC

申請期限

5月24日(月)期限までに減免申請が行われなかった場合は、減免されません

●問い合わせ 市民税課庶務・税制担当 ☎(888)5475

市税の休日窓口を 開設します



市・県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)について、電話や納税課窓口での相談のほか、納付もお受けします。

日時▼5月15日(土)・16日(日)、午前8時30分～午後5時15分

場所▼市役所2階納税課

●問い合わせ

納税課 ☎(888)5481